

表題 アジア諸国で求められている、自国の法律を自らつくり運用できる人材の育成

名古屋大学大学院法学研究科は、日本の大学の中ではいち早く、1990年代からアジアに目を向け、日本政府が推進する法制度整備支援対象国から留学生を受け入れています。修了生は、ベトナムの司法大臣、モンゴルの最高裁判所判事など国家中枢人材として活躍しています。2002年には、法学・政治分野の国際協力を推進するセンターとして、法政国際教育協力研究センター(CALE)を設立し、社会主義から市場経済へと移行する過程で必要となる法改革を推進する人材育成に努めています。

2005年以降、法学研究科とCALEは、アジア各国の大学内に「日本法教育研究センター」(CJL)を設置し、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナムおよびカンボジアの学生に対して、日本語による日本法教育というユニークな活動をそれぞれの国で展開しています。約450名のCJLの修了生は、日本語を習得し、日本法の知識を身に付け、その多くが、日本に留学してさらに専門的な法的知識を獲得した上で、母国や日本で活躍しています。母国政府、大学、法律事務所などで勤務するほか、最近では、民間企業に就職し、アジアに進出する日系企業をサポートするなど、母国と日本の架け橋として、両国の発展に貢献していくことが期待されています。

2022年には、法務大臣特別感謝状(CALE)、外務大臣表彰(CJLベトナムセンター)を受けるなど、CJLによる人材育成は、高い評価を受けています。



2023年度ベトナムセンター修了式



日本法教育研究センター 現地大学

・CALEウェブサイト

<https://cale.law.nagoya-u.ac.jp/>

・CJLウェブサイト

<https://cjl.law.nagoya-u.ac.jp/>